

平成 27 年度消費生活相談員資格取得支援講座開催業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「長野県県民文化部くらし安全・消費生活課」が発注する「平成 27 年度消費生活相談員資格取得支援講座開催業務」を受注する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めたものです。

1 目的

消費者トラブルが多様化・複雑化する中、住民の利便性向上と迅速な問題の解決のため、市町村消費生活センターの設置、市町村の相談窓口の機能強化が求められていることから、「消費生活専門相談員」等の資格取得を目指す一般県民や自治体の消費生活相談を担当する相談員・職員の資格取得を支援する試験対策講座を実施し、センター設置や相談窓口の機能強化等に必要の人材確保の支援を行います。

2 委託する業務の内容

本業務の仕様書は別添 1 のとおりです。

3 委託期間

契約締結日から平成 27 年 9 月 30 日（水）まで

4 委託概算額

2,706,000 円（消費税込み、上限金額）

5 契約書（案）

別添 2 のとおりです。

6 委託契約候補者の選定

本業務の委託契約候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

業務受託を希望される方は、プロポーザルに参加し、以下のとおり提案を行ってください。提案内容等について審査の上、最も優れた企画及び研修実施能力を有すると認められる者を委託契約候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担になります。

7 プロポーザルに関する手続き

(1) 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する方は、「公募型プロポーザル参加申込書」（要領様式第 1 号）を次のとおり提出してください。

ア 提出期限 平成 27 年 5 月 13 日（水） 午後 5 時（必着）

イ 提出方法

郵送、持参、FAX 又は電子メールのいずれかの方法により、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課（連絡先は 9 を参照）まで提出してください。なお、FAX 及び電子メールでの提出の場合は必ず電話で着信・到達の確認をお願いします。

また、参加申し込みを表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができます。

(2) プロポーザル参加の条件

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされたものでないこと

- イ 7の(1)の参加申込書の提出期限の日において長野県会計局長から、「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと
- ウ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
- エ 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課で行う打ち合わせに常時参加できる体制を取れる者であること
- オ 消費生活相談関連の資格取得支援講座、消費生活相談又はそれに類似する業務に携わる人材の研修業務について実績があること

(3) 説明会の開催

プロポーザル参加申込者に対して、次のとおり説明会を開催します。なお、説明会を欠席した場合には、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

- ア 日 時 平成27年5月15日(金)午後1時30分から
- イ 場 所 長野県北信消費生活センター 教室(住所は9を参照)
- ウ 費 用 説明会参加のための交通費等の諸費用は参加者の負担になります。

(4) 応募に関する質問

提案書の作成に関する質問については、以下の手順により受け付けます。

- ア 受付期限 平成27年5月19日(火)午後5時まで
- イ 質問様式 様式は任意としますが、以下の事項を明記してください。
 - ・件名は「平成27年度消費生活相談員資格取得支援講座開催業務に関する質問」としてください。
 - ・質問者の会社・団体名、所在地、部署名、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載してください。
 - ・提案書の審査に係る質問には回答できません。

ウ 送付方法

郵送、持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課(連絡先は9を参照)まで提出してください。なお、FAX及び電子メールでの提出の場合は必ず電話で着信・到達の確認をお願いします。

エ 回答方法

質問者及び説明会参加者全員に対して、原則として電子メールにより回答します。

(5) 提案の方法

プロポーザル参加者は、要領様式第2号に提案書及び必要書類を添えて、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

(ア) 提案書(要領様式第3号)

基本的な考え方

講座を実施するに当たり、別添1の「仕様書」の「3 実施に当たっての基本方針」をどのように反映させるのかがわかるように提案してください。(A4判2枚以内)

また、講座業務の実施体制図を任意の様式(A4判1枚以内)に作成し添付してください。

(イ) 講座カリキュラム(案)及び講師候補

別添1の「仕様書」の5の(1)により講座カリキュラム(案)及び講座の講師候補を記載した一覧表を任意の様式(A4判1枚以内)に作成し提出してください。

※各講師候補の略歴及び同種又は類似の講座での講義実績がわかる資料(A4判5枚程度)を添付してください。

- (ウ) 経費見積書（要領様式第4号）
- (エ) 過去の同種又は類似の業務実績書（要領様式第5号）
- (オ) 会社概要やパンフレット（写しでも可）

イ 提出部数及び提出方法

- (ア) 提案書と添付書類等すべて6部（原本1部、コピー5部）提出してください。
※要領様式第2号は1部の提出で構いません。
- (イ) 郵送又は持参により提出してください。

ウ 提出された提案書等の取扱い

- (ア) 提出された提案書等は返却いたしません。
- (イ) 提出された提案書等は提案者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成します。
- (ウ) 提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認められません。

エ 提出先 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課

オ 提出期限 平成27年6月5日（金） 午後5時

(6) 委託候補者の選定

ア 委託候補者の選定は、「平成27年度消費生活相談員資格取得支援講座開催業務委託先選定審査会」における審査によって行います。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーションを行い、仕様書の「実施に当たっての基本方針」を前提として、別表の「審査の観点」により行います。

ウ 審査は2段階に分けて行います。一次審査（書類審査）で一定数の者を選定し、その中から二次審査（プレゼンテーション審査）で委託候補者の1者を選定します。
なお、プロポーザル参加者が一定数を超えなかった場合は一次審査は行いません。

エ 二次審査の日時（平成27年6月12日（金）を予定）は、一次審査の通過者に対して別途連絡します。

オ 二次審査の際に資料を追加することはできません。

カ 二次審査では、提出いただいた提案書、講座カリキュラム（案）及び講師候補並びに過去の同種又は類似の業務実績の説明を行っていただきます。

キ 提出書類等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効になります。

ク 選定結果については、別途文書で通知します。

ケ 非選定者の方は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日以内に、県県民文化部くらし安全・消費生活課に対して書面（任意様式）により、非選定理由について説明を求めることができます。回答は、説明を求める書面を県くらし安全・消費生活課が受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に行います。

8 委託候補者の選定後の手続き

県は、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、上記7の（6）で選定された委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して委託契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。

なお、契約にあたっては、提案内容をもとに細部について県くらし安全・消費生活課と打ち合わせを行います。

9 提案書等の提出先、問い合わせ先

〒380-0936

長野市大字中御所字岡田 98-1

（長野保健福祉事務所庁舎1階）

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課 相談啓発係

（長野県北信消費生活センター）

担当者 青木 淳（課長）、阿部明子、谷地奈央美

電 話 026-223-6770

F A X 026-223-6771

Eメールアドレス kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

(別表)

委託候補者を選定する際の審査の観点

提出区分	審査の観点
提案書 【基本的な考え方】	○消費生活専門相談員等の資格取得支援講座の考え方や効果的な講座を具体化するための企画力は優れているか。 ○講座の円滑な運営のための体制が見込まれるか。
講座カリキュラム（案）及び講師候補	○効果的な講座が見込めるカリキュラムになっているか。 ○講座実施効果の高い講師が選ばれているか。
添付書類等 【経費見積書】 【過去の同種又は類似の業務実績書】 【会社概要等】	○業務の実施に必要な経費が適切に見積もられ、講座の内容、効果等から見て適切な範囲内であるか。 ○講座の運営を円滑かつ効果的に行うことが見込まれるか。